

保健所長 様

申請者 氏 名
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 住 所 〒
 電話番号

第一種動物取扱業登録更新申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の更新の申請をします。

記

1 事業所の名称			
2 事業所の所在地		電話番号	
3 動物取扱責任者		(1)氏名	
		(2)要件 <input type="checkbox"/> 獣医師 <input type="checkbox"/> 愛玩動物看護師 <input type="checkbox"/> 実務経験（ 年、経験場所： ） <input type="checkbox"/> 飼養経験（ 年、経験場所： ） <input type="checkbox"/> 教 育（教育機関等： ） <input type="checkbox"/> 資 格（団体等： ）	
4 第一種動物取扱業の種別		<input type="checkbox"/> 販売/ <input type="checkbox"/> 保管/ <input type="checkbox"/> 貸出し/ <input type="checkbox"/> 訓練/ <input type="checkbox"/> 展示/ <input type="checkbox"/> その他（ ） （飼養施設の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ）	
5 業務の内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容		
	(2)実施の方法	様式第1別記のとおり（販売及び貸出しの場合に限る。）	
6 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類		
	(2)鳥類		
	(3)爬虫類		
7 飼養施設 (施設を有する場合)	(1)所在地		
	(2)構造及び規模	①建築構造	<input type="checkbox"/> 木造/ <input type="checkbox"/> 木造モルタル造/ <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造/ <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造/ <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		②延床面積	m ²
		③敷地面積	m ²
	④材質	床 面	
		壁 面	
	⑤設備の種類	<input type="checkbox"/> ケージ等（ 個） <input type="checkbox"/> 照明設備/ <input type="checkbox"/> 給水設備/ <input type="checkbox"/> 排水設備/ <input type="checkbox"/> 洗浄設備/ <input type="checkbox"/> 消毒設備/ <input type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備/ <input type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所/ <input type="checkbox"/> 餌の保管設備/ <input type="checkbox"/> 清掃設備/ <input type="checkbox"/> 空調設備/ <input type="checkbox"/> 遮光等の設備/ <input type="checkbox"/> 訓練場	
(3)管理の方法			
8 営業の開始年月日		年 月 日 （これまでの営業年数： 年）	
9 権原の有無	①事業所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②飼養施設	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）	(1)氏名	
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験（ 年、経験場所： ） <input type="checkbox"/> 教 育（教育機関等： ） <input type="checkbox"/> 資 格（団体等： ）
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1)氏名	
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験（ 年、経験場所： ） <input type="checkbox"/> 教 育（教育機関等： ） <input type="checkbox"/> 資 格（団体等： ）
12 事業所に配置される職員の最低数		
13 営 業 時 間 等		時から 時までの間（うち特定成猫の展示時間： ～： ）
14 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画		様式第1別記2のとおり（犬猫等販売業者に限る。）
15 添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） <input type="checkbox"/> その他（ ）
16 登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日		年 月 日
17 備 考		

備 考

- 1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。また、飼養経験にチェックを入れた場合は、それを示す具体的な書類を添付すること。
- 2 「5(1)業務の具体的な内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について様式第1別記により明らかにした書類を添付すること。
- 3 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の種類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 4 「7(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等の該当欄にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 5 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 6 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 7 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 8 「12 事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を最低数に合計して記載すること。
- 9 「13 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。
- 10 「15 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項及び第2項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。
- 11 「17 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
 - (1) 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号の2、第6号又は第7号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
 - (3) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 12 この様式による登録の申請は、第一種動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- 13 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

動物愛護管理法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類

申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

以下の者は、下記事項のいずれにも該当しません。

- 申請者
- 当該法人の役員
- 使用人
- 動物取扱責任者

事項
1 精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から 5 年を経過しない者
4 法第 10 条第 1 項の登録を受けた者で法人であるものが法第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から 5 年を経過しないもの
5 法第 19 条第 1 項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
5 の 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
6 この法律の規定、化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)第 10 条第 2 号(同法第 9 条第 5 項において準用する同法第 7 条に係る部分に限る。)若しくは第 3 号の規定、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第 69 条の 7 第 1 項第 4 号(動物に係るものに限る。以下この号において同じ。)若しくは第 5 号(動物に係るものに限る。以下この号において同じ。)、第 70 条第 1 項第 36 号(同法第 48 条第 3 項又は第 52 条の規定に基づく命令の規定による承認(動物の輸出又は輸入に係るものに限る。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第 72 条第 1 項第 3 号(同法第 69 条の 7 第 1 項第 4 号及び第 5 号に係る部分に限る。)若しくは第 5 号(同法第 70 条第 1 項第 36 号に係る部分に限る。)の規定、狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 27 条第 1 号若しくは第 2 号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
7 の 2 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者

備 考

この書類の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第一種動物取扱業の実施の方法

氏 名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 住 所 〒
 電 話 番 号

第一種動物取扱業の種別 販売業 貸出業

項 目	実 施 方 法
1 販売に供する動物の生育段階	<input type="checkbox"/> 哺乳類に属する動物について、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売（ただし、犬又は猫については、出生後56日（動物の愛護及び管理に関する法律附則第2項を適用する場合は49日）を経過した犬又は猫を販売） <input type="checkbox"/> その他（ ）
2 販売又は貸出しをしようとする動物の状態	<input type="checkbox"/> 飼育環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出し <input type="checkbox"/> その他（ ）
3 販売又は貸出しをしようとする動物の健康状態の確認の方法	<input type="checkbox"/> 2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出し <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 販売をしようとする動物の現在の状況を見せること並びに対面による当該動物の適正な飼養又は保管に必要な情報の提供及び顧客による確認方法	<input type="checkbox"/> 販売の契約に当たって、あらかじめ、当該販売に係る動物の現在の状況を直接見せるとともに、裏面①に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を、顧客に対して対面により書面又は電磁的記録を用いて説明するとともに、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を実施（第一種動物取扱業者を相手方とする販売の場合は、一部の情報について必要に応じて説明） <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 動物の治療、ワクチン接種等に係る証明書の交付の方法	<input type="checkbox"/> 販売の契約に当たって、飼養・保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付 <input type="checkbox"/> 販売の契約に当たって、動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合に、これを顧客に交付 <input type="checkbox"/> その他（ ）
6 貸出しをしようとする動物の特性及び状態に関する情報の提供の方法	<input type="checkbox"/> 貸出しの契約に当たって、あらかじめ、裏面②に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を提供 <input type="checkbox"/> その他（ ）
7 4の販売に係る契約時の情報提供及び顧客による確認並びに6の貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況に係る記録台帳の保管の方法	<input type="checkbox"/> 5年間保管 <input type="checkbox"/> 帳簿に記載 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備 考	

- 1 「その他」の場合は、内容を詳細に記入すること。
 - 2 この書類の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ①
- イ 品種等の名称
 - ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
 - ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
 - ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - ホ 適切な給餌及び給水の方法
 - ヘ 適切な運動及び休養の方法
 - ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
 - リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
 - ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 - ル 性別の判定結果
 - ヲ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
 - ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
 - カ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
 - コ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
 - ク 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
 - ケ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
 - コ イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
- ②
- イ 品種等の名称
 - ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - ハ 適切な給餌及び給水の方法
 - ニ 適切な運動及び休養の方法
 - ホ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - ヘ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 - ト 性別の判定結果
 - チ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
 - リ 当該動物のワクチンの接種状況
 - ヌ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

飼養施設の平面図

①ケージ等②照明設備③給水設備④洗浄設備⑤消毒設備⑥廃棄物の集積設備⑦動物の死体の一時保管場所⑧餌の保管場所⑨清掃設備⑩空調設備⑪遮光等の設備⑫訓練場 等の位置を書いて下さい。



飼養施設付近の見取り図（この地図を参考に訪問いたします。）

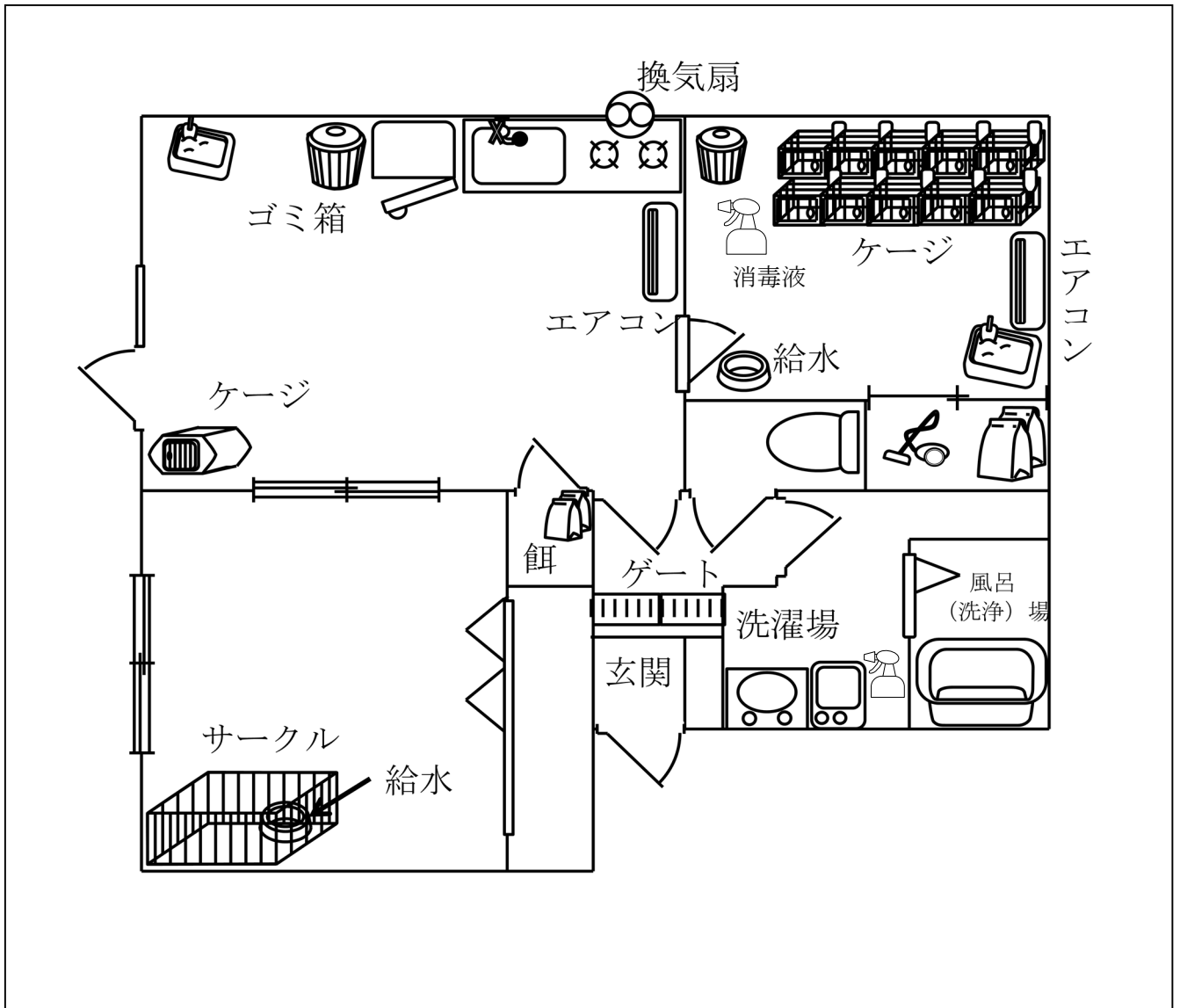


目立つ建物、曲がり角などの目印を書いておいて下さい。

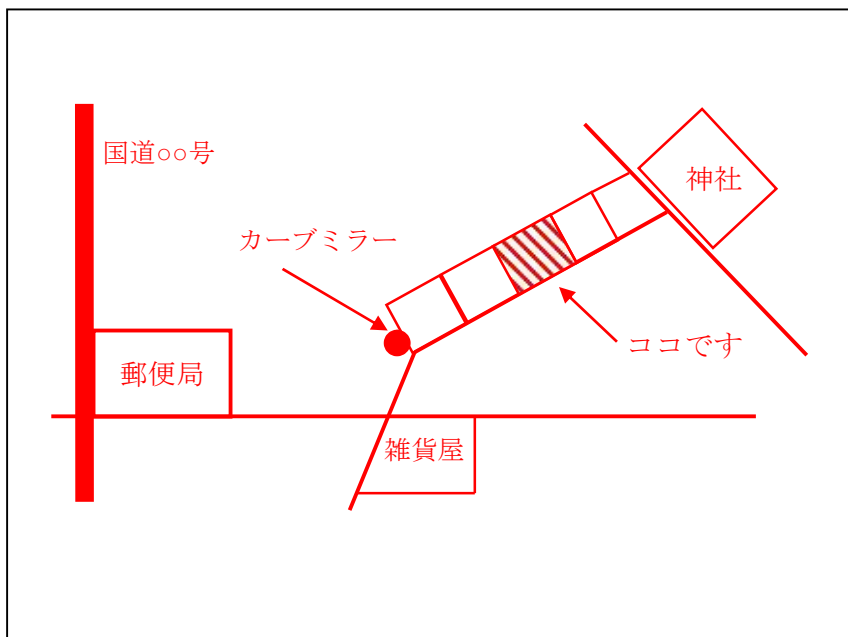
(記載例)

飼養施設の平面図

①ケージ等②照明設備③給水設備④洗浄設備⑤消毒設備⑥廃棄物の集積設備⑦動物の死体の一時保管場所⑧餌の保管場所⑨清掃設備⑩空調設備⑪遮光等の設備⑫訓練場 等の位置を書いて下さい。



飼養施設付近の見取り図（この地図を参考に訪問いたします。）



目立つ建物、曲がり角などの目印を書いておいて下さい。

ケージ等の規模を示す平面図・立面図

飼養動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
ケージタイプ	<input type="checkbox"/> 運動スペース分離型 <input type="checkbox"/> 運動スペース一体型

ケージ・運動スペースの平面図・立面図

ケージ・運動スペースの規模等

<ケージ> ※運動スペース一体型の場合は床短辺・床長辺の記入は省略可

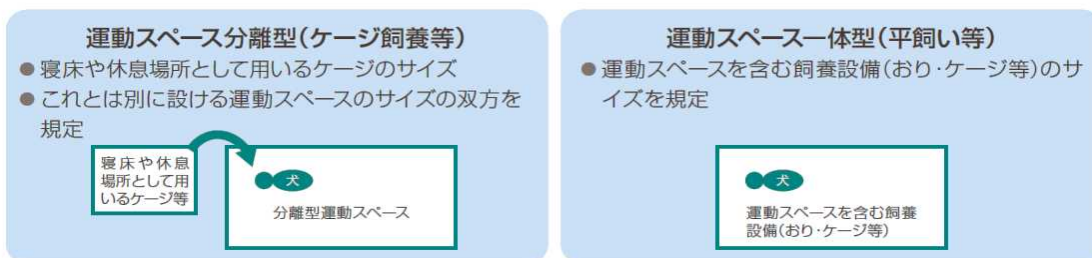
No.	床長辺 (cm)	床短辺 (cm)	床面積 (cm ²)	高さ (cm)	最大 収容頭数	同一規模の ケージ個数
1						
2						
3						
4						
5						

<運動スペース>

床面積 (cm ²)	高さ (cm)	最大 収容頭数

裏面及び環境省HP等を参考にしてケージ等の規模が基準に合致しているかどうかを確認してください。

動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針 ～守るべき基準のポイント～（環境省HP）



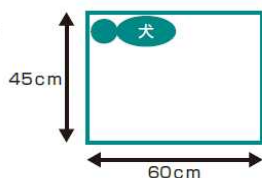
運動スペース分離型(ケージ飼育等)の基準

- 犬: タテ(体長の2倍以上) × ヨコ(体長の1.5倍以上) × 高さ(体高の2倍以上)
- 猫: タテ(体長の2倍以上) × ヨコ(体長の1.5倍以上) × 高さ(体高の3倍以上)、1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。
- 複数飼養する場合: 各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保。

図表3 分離型ケージサイズのイメージ

運動スペース分離型のケージ等

タテ(体長の2倍以上) ×
ヨコ(体長の1.5倍以上)



※犬の体長30cmの場合

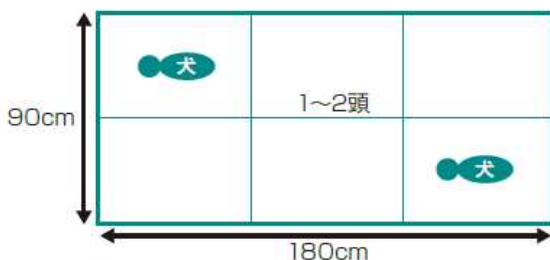
図表1 体長・体高イメージ



運動スペース一体型(平飼い等)の基準

- 犬: 床面積(分離型ケージサイズの6倍以上) × 高さ(体高の2倍以上)
複数飼養する場合: 床面積(分離型ケージサイズの3倍以上 × 頭数分)と最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保。
床面積は、同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。
- 猫: 床面積(分離型ケージサイズの2倍以上) × 高さ(体高の4倍以上)、2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。
複数飼養する場合: 床面積(分離型ケージサイズの面積以上 × 頭数分)と最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保。
床面積は、同時に飼養する猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。
- 繁殖時: 親子当たり上記の1頭分の面積を確保(親子以外の個体の同居は不可)。

図表4 運動スペース一体型におけるケージサイズのイメージ



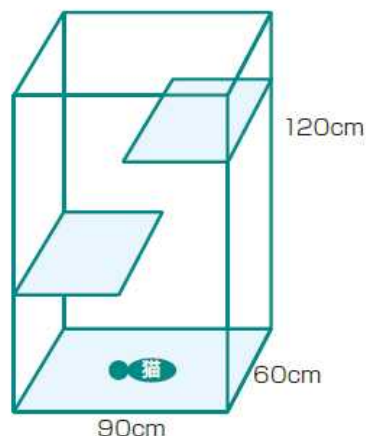
複数飼養

1頭あたり分離型ケージ等の3倍以上の床面積を確保



犬

※体長30cmの場合



猫

※体長・体高30cm(1頭飼養)の場合

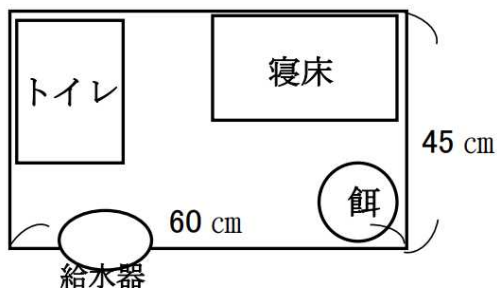
ケージ等の規模を示す平面図・立面図

【記入例】

飼養動物種	<input checked="" type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
ケージタイプ	<input checked="" type="checkbox"/> 運動スペース分離型 <input type="checkbox"/> 運動スペース一体型

ケージ・運動スペースの平面図・立面図

【ケージ平面図】

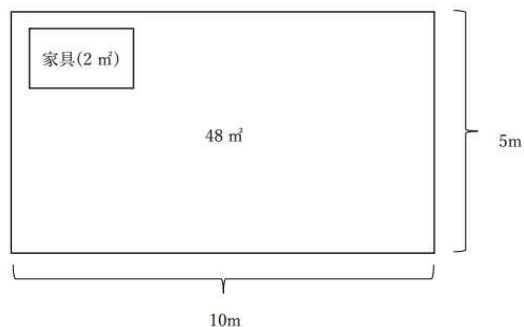
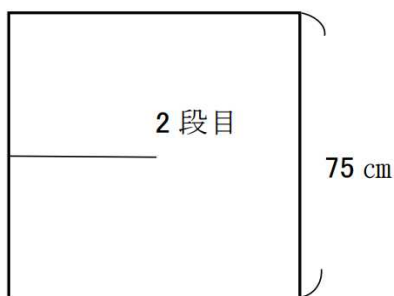


【運動スペース平面図】

床に家具等を置いている場合は、その面積を除外した面積を記入

【ケージ立面図】

猫用ケージの場合は段構造がわかる立面図が必須



ケージ・運動スペースの規模等

<ケージ> ※運動スペース一体型の場合は床短辺・床長辺の記入は省略可

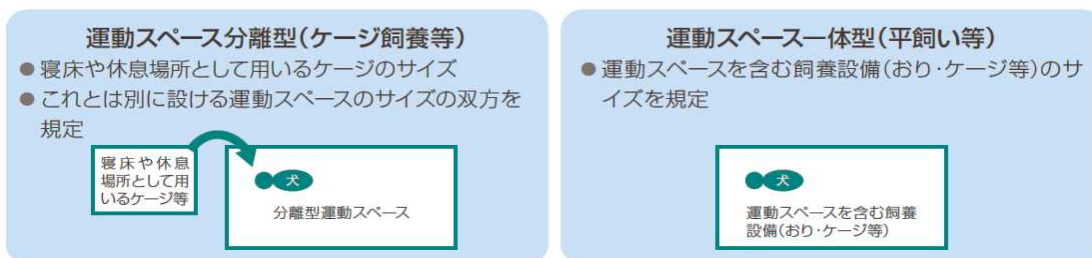
	床長辺 (cm)	床短辺 (cm)	床面積 (cm ²)	高さ (cm)	最大 收容頭数	同一規模の ケージ個数
1	45	60	2700	60	1	4
2						
3						
4						
5						

<運動スペース>

床面積 (m ²)	高さ (cm)	最大 收容頭数
10	60	10

裏面及び環境省HP等を参考にしてケージ等の規模が基準に合致しているかどうかを確認してください。

動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針 ～守るべき基準のポイント～（環境省HP）



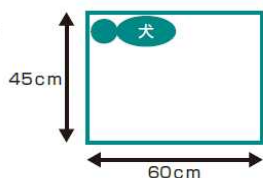
運動スペース分離型(ケージ飼育等)の基準

- 犬: タテ(体長の2倍以上) × ヨコ(体長の1.5倍以上) × 高さ(体高の2倍以上)
- 猫: タテ(体長の2倍以上) × ヨコ(体長の1.5倍以上) × 高さ(体高の3倍以上)、1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。
- 複数飼養する場合: 各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保。

図表3 分離型ケージサイズのイメージ

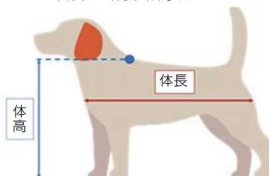
運動スペース分離型のケージ等

タテ(体長の2倍以上) ×
ヨコ(体長の1.5倍以上)



※犬の体長30cmの場合

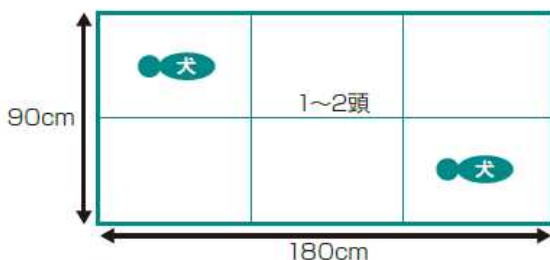
図表1 体長・体高イメージ



運動スペース一体型(平飼い等)の基準

- 犬: 床面積(分離型ケージサイズの6倍以上) × 高さ(体高の2倍以上)
複数飼養する場合: 床面積(分離型ケージサイズの3倍以上 × 頭数分)と最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保。
床面積は、同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。
- 猫: 床面積(分離型ケージサイズの2倍以上) × 高さ(体高の4倍以上)、2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。
複数飼養する場合: 床面積(分離型ケージサイズの面積以上 × 頭数分)と最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保。
床面積は、同時に飼養する猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。
- 繁殖時: 親子当たり上記の1頭分の面積を確保(親子以外の個体の同居は不可)。

図表4 運動スペース一体型におけるケージサイズのイメージ



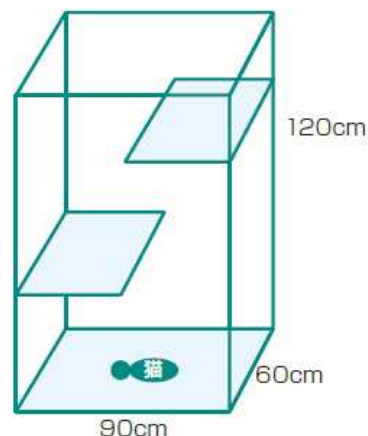
複数飼養

1頭あたり分離型ケージ等の3倍以上の床面積を確保



犬

※体長30cmの場合



猫

※体長・体高30cm(1頭飼養)の場合

動物取扱業の事業の実施に係る場所使用権原自認書

第一種動物取扱業 ・ 第二種動物取扱業の 申請 ・ 届出 に係る事業の実施場所である
事業所 ・ 飼養施設 は、私の所有であることに間違いありません。

年 月 日

住 所 〒

氏 名

電話 ()

- 備考
- 1 登録申請又は登録更新申請の場合は「申請」に、飼養施設設置届出又は動物取扱業変更届出（飼養施設の所在地・規模の変更により新たな場所を使用するときに限る）場合は「届出」に○をつけてください。
 - 2 第二種動物取扱業の場合は「第二種動物取扱業」に○をつけ、「届出」と「飼養施設」に○をつけてください。
 - 3 共有の場合は、共有者全員の住所及び氏名が記入され、捺印のある「第一種動物取扱業の事業の実施に係る場所使用承諾証明書」を併せて提出してください。

動物取扱業の事業の実施に係る場所使用権原自認書

記載例

第一種動物取扱業・第二種動物取扱業の申請・届出に係る事業の実施場所である
事業所・飼養施設は、私の所有であることに間違いありません。

令和2年 7月 1日

住所 〒〒260-□□□□
千葉〇〇市▲▲町1-1-1

氏名 千葉 一郎

電話 043 (〇〇〇) ■■■■

該当する項目に○をつけてください。

- 備考
- 1 登録申請又は登録更新申請の場合は「申請」に、飼養施設設置届出又は動物取扱業変更届出（飼養施設の所在地・規模の変更により新たな場所を使用するときに限る）場合は「届出」に○をつけてください。
 - 2 第二種動物取扱業の場合は「第二種動物取扱業」に○をつけ、「届出」と「飼養施設」に○をつけてください。
 - 3 共有の場合は、共有者全員の住所及び氏名が記入され、捺印のある「第一種動物取扱業の事業の実施に係る場所使用承諾証明書」を併せて提出してください。

記載例

- この書類は、事業実施場所（登録の申請又は飼養施設の設置届等を行う場所）の建物・土地が、他人の所有の場合に作成します。
- 事業実施場所の建物・土地の所有者又は委託を受けた管理者の責任において記入してください。

事業実施場所	千葉県〇〇市 ▲▲町1-1-1		事業所の名称 ペットショップ ちば	
事業実施場所の 使用者	住所	〒260-▲▲▲▲	電話番号	使用者と契約者の関係
	氏名	千葉県〇〇市□□町1-2-10 千葉 太郎	043 223 〇〇〇〇	1 本店支店 2 親族 3 その他
事業実施場所の 契約者	住所	同上	電話番号	〔 〕
氏名				
使用期間	令和2年 7月 1日 から 令和7年 6月 30日 5年間			
事業実施場所の 承諾書	上記のとおり、 <u>第一種</u> ・ <u>第二種 動物取扱業に係る</u> <u>事業所</u> <u>飼養施設</u> としての使用を承諾したことを証明する。 令和2年 6月 15日			
住所	〒260-□□□□	千葉県▲▲市〇〇町1-2-3		
氏名	(株) ●●地所		印	
電話	0476 (93)	XXXX		
備考 (注2)				

使用承諾を受ける施設（事業所、飼養施設）の所在地を記入

申請書に記載した「事業所の名称」、「申請者氏名・住所」を記入

使用者と契約者の関係
●両者が異なる場合のみ、該当する番号に○をします
●「3その他」を選択する場合は、両者の関係を記載してください
(例)
・会社とフランチャイズ契約者
・イベントの企画会社と参加者

該当する項目に○をつけてください

自分で契約して使う（使用者と契約者が同じ）場合は、「同上」と記入

- 注1：共有
- 正当な承諾権者（事業実施場所の建物・土地の所有者又は委託を受けた管理者）の記名又は署名と押印が必要です。
 - 書類に訂正がある場合は、見え消し線で訂正の上、同じ印鑑で訂正印を押印してください。

犬猫等健康安全計画

申請者 氏 名 (印)
 (法人にあっては、
 名称及び代表者の氏名) 子
 住 所
 電話番号

犬猫等の繁殖を行うかどうか 繁殖を行う 繁殖を行わない

項 目	計 画 の 内 容
1 幼齢の犬猫等（幼齢及び母親の犬猫）の健康及び安全を保持するための体制の整備	① 事業者における幼齢の犬猫の管理体制 <input type="checkbox"/> 健康状態について毎日____回確認している。 <input type="checkbox"/> 健康状態を記録するための個体ごとの台帳（データベース）を用意している。 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※具体的な管理状況について、数値をもって記載されることがのぞましい。 ② 獣医師等との連携 <input type="checkbox"/> かかりつけの獣医師・動物病院（ _____ ） <input type="checkbox"/> 診療契約を締結している獣医師・動物病院（ _____ ） <input type="checkbox"/> 専属の獣医師を雇用（契約）している（当該獣医師が週____回診察・健康診断を行う：獣医師： _____ ）。
2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	① 譲渡先・飼養施設等の確保 <input type="checkbox"/> 専用の飼養スペースを設けている。 <input type="checkbox"/> 従業員及びその関係者等の譲渡先を確保している。 <input type="checkbox"/> 譲渡会を開催する。 <input type="checkbox"/> 愛護団体（ _____ ）と協力して譲渡先を探す。 ② 需給調整等 <input type="checkbox"/> 系列店舗と連携する <input type="checkbox"/> 近隣ペットショップ（ _____ ）と連携する。 <input type="checkbox"/> 売れ残った犬猫が出た場合には、仕入れ数（繁殖数）を調整する。 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	① 飼養・保管方法 <input type="checkbox"/> 生後56日までの間は親兄弟等と飼養し、離乳等を終えてから販売に供する。 <input type="checkbox"/> この期間をさらに延長し、（ _____ ）日間とする。 <input type="checkbox"/> 疾病に罹患した場合には、個体毎に隔離し、獣医師の診療を受ける。 <input type="checkbox"/> 1日1回以上清掃、週（ _____ ）回以上消毒を行う。 <input type="checkbox"/> 一定の運動等の時間を設けている。 <input type="checkbox"/> 繁殖犬の運動方法（ _____ ） <input type="checkbox"/> 文化保護法による指定犬（秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬）出生後49日経過後の販売等の特例措置を適用する。 <input type="checkbox"/> 獣医師が判断する適切な時期にワクチン接種を行う。 <input type="checkbox"/> あらかじめマイクロチップ等を装着して販売する場合には、マイクロチップ装着の目的及び公的な性格を有する団体等へ所有者情報の登録・更新の方法について購入者に説明する。 ② 繁殖方法（繁殖を行う場合） <input type="checkbox"/> 繁殖に供する期間は（ _____ ）歳までとし、年間複数回繁殖に供する場合には、獣医師の判断を仰ぐ。 <input type="checkbox"/> 遺伝性疾患等の問題を生じさせる可能性の高い組合せによる繁殖は行わない。 <input type="checkbox"/> 出産後、一定期間経過後に幼齢個体について獣医師の診察を受ける。 ③ 展示方法（展示を行う場合） <input type="checkbox"/> 夜8時～朝8時までの展示は行わない。 <input type="checkbox"/> ____時間以上連続した展示は行わない。展示時間中も適宜休憩させる。 <input type="checkbox"/> 毎日健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。 <input type="checkbox"/> 顧客に対し、ケージ等を叩かない、大きな声を出さない等の注意喚起を行う。

備 考 この書類の大きさは、日本工業規格A4とすること。

